

# 令和5年度産業廃棄物処分業者実績報告書 記入要領

## 1 実績報告書作成上の留意事項

### (1) 報告の対象となる期間

報告の対象となる期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間です。

### (2) 提出書類

提出書類は、記入票1～3です。なお、処分実績がない場合であっても、全て提出してください。

ア 記入票1～3は電子メールにより提出してください。

ただし、電子メールによる提出が困難な場合には、CD等の電子媒体を提出もしくは「紙面提出用」の様式を使用し、紙面により提出してください。

電子メールアドレス [syobungyo3@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:syobungyo3@mz.pref.chiba.lg.jp)（「lg」は「エル・ジー」です。）

イ 記入票1～3の電子ファイルは、次の廃棄物指導課ホームページからダウンロードしてください。なお、行数が足りない場合は、必要に応じて行を挿入してください。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/shorigyou/jisseki.html>

ウ 記入票1～3を紙面により提出する場合は、お送りした記入票を必要枚数コピーして使用してください。

### (3) 提出期限 令和6年7月1日(月)(必着)

### (4) 産業廃棄物の取扱量の単位

実績報告書に記入する産業廃棄物の取扱量は、全てトン(t)単位で報告してください。

なお、取扱量をm<sup>3</sup>により管理していて、重量への換算係数を把握していない場合には、別紙「参考：廃棄物種類別の換算係数」等を参考にしてトン(t)単位に換算してください。

## 2 記入方法

### (1) 記入票1

必要事項（事業者名、連絡先等）を記入してください。

### (2) 記入票2（受託実績）

受託量についての報告書です。

受託実績がない場合であっても、必要事項（事業者名、許可番号、種類等）を記入の上、余白に「実績なし」と記入してください。

<記入上の注意>（別紙記入例1、2参照）

ア 左上に必ず業者名等を記入してください。

イ 「産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類」欄には、「産業廃棄物種類コード表、特別管理産業廃棄物種類コード表、有害産業廃棄物種類コード表」を参照して、3桁の数字で記入してください。

ウ 「発生場所都道府県コード」欄には、発生場所を「都道府県コード表」を参照して、2桁の数字で記入してください。

政令指定都市及び中核市についても、都道府県コードで記入してください。

エ 「受託量(t)」欄には、受託した産業廃棄物の量をトン(t)単位で、小数点以下3桁目を四捨五入して小数点以下2桁で記入してください。なお、立方メートル(m<sup>3</sup>)、リットル(L)等から換算する場合には別紙「参考：廃棄物種類別の換算係数」等を参考してください。

- オ 排出事業者から受託した処分業務の全部又は一部を他の処分業者に再委託した場合には、「再委託者」欄に再委託した処分業者の事業者名、許可番号及び委託量を記入するとともに、「都道府県コード」欄に処理施設の所在する都道府県を別紙「都道府県コード表」を参照して2桁の数字で記入してください。  
政令指定都市及び中核市についても、都道府県コードで記入してください。
- カ 中間処分及び最終処分の両方の許可を持っている場合は、記入票2の「受入物の中間処分と最終処分の区分」欄に、受入廃棄物の処分目的（中間処分、最終処分）を示す「中間」もしくは「最終」と記入してください。

### (3) 記入票3（処分実績）

処分量についての報告書です。

処分業の実績がない場合であっても、必要事項（事業者名、許可番号、種類等）を記入の上、余白に「実績なし」と記入の上、提出してください。

<記入上の注意>（別紙記入例3、4、5参照）

- ア 左上に必ず業者名等を記入してください。
- イ 「産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類」欄には、別紙「産業廃棄物種類コード表、特別管理産業廃棄物種類コード表、有害産業廃棄物種類コード表」を参照して、3桁の数字で記入してください。
- ウ 「処分量（t）」欄には、実際に処分した産業廃棄物の量をトン（t）単位で、小数点以下3桁目を四捨五入して、小数点以下2桁で記入してください。なお、立方メートル（m<sup>3</sup>）、リットル（L）等から換算する場合には前ページの換算係数等を参考にしてください。
- エ 「処分コード」欄には、自らが行った処分方法を、「処分コード表」を参照して2桁の数字で記入してください。なお、複数の処分を行った場合は、処理フローに従って記入してください。
- オ 「処理後物の量（t）」欄には、処理後物（処理後物を廃棄物として処理する場合及び有価物として売却する場合とも）の量をトン（t）単位で、小数点以下3桁目を四捨五入して、小数点以下2桁で記入してください。  
なお、立方メートル（m<sup>3</sup>）、リットル（L）等から換算する場合には前ページの換算係数等を参考にしてください。
- カ 処理後の廃棄物における「処分コード」欄には、処理後物の委託事業者が行った処分方法を、「処分コード表」を参照して2桁の数字で記入してください。

記入方法に不明な点等がある場合は、下記までお問い合わせください。

(問い合わせ先)

千葉県環境生活部廃棄物指導課産業廃棄物指導室 TEL 043-223-2655

## 参考：廃棄物種類別の換算係数

産業廃棄物の種類	1 m <sup>3</sup> あたりの重量 (t/m <sup>3</sup> )	産業廃棄物の種類	1 m <sup>3</sup> あたりの重量 (t/m <sup>3</sup> )
燃え殻	1. 14	動物系固体不要物	1. 00
汚泥	1. 10	ゴムくず	0. 52
廃油	0. 90	金属くず	1. 13
廃酸	1. 25	ガラス・コンクリート・陶磁器 (ガラスくず)	1. 00
廃アルカリ	1. 13	(石膏ボード、ALC、 コンクリートくず)	0. 20～1. 00
廃プラスチック類 (廃タイヤ)	0. 35 0. 20	鉱さい	0. 30～1. 50
(発泡スチロール等)	0. 02～0. 03	がれき類	1. 93
(その他)	0. 10～0. 35	動物のふん尿、死体	1. 48
紙くず	0. 30	ばいじん	1. 00
木くず	0. 55	13号廃棄物	1. 26
繊維くず	0. 12	建設混合廃棄物	1. 00
動植物性残さ	1. 00	廃自動車、機械器具	0. 26
			1. 00

※係数については、環境省通知（平成18年12月27日付け環廃産発第061227006号）及び  
(財)日本産業廃棄物処理振興センターが電子マニフェストの処理に使用しているものを参考とした。